

(案)

令和2年9月14日
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(まん延防止班)

新型コロナウイルス感染症対策に係る 9月19日以降における催物の開催制限等について

催物（イベント等）の開催制限等について、9月11日に国から方針が示されました。現在、本県において、「福岡コロナ警報」は発動しておりますが、新規感染者数は減少傾向にあり、医療提供体制もひっ迫している状況ではないことを踏まえ、国の方針同様、9月19日から当面11月末まで、以下の取扱いとします。

1. 開催制限を緩和する条件

- ・ イベント主催者及び施設管理者の双方において、別紙3「イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置」が、「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合（別紙4「感染防止のチェックリスト」に留意）は、人数上限及び収容率を緩和する。
- ・ 上記以外の場合は、従来的人数上限及び収容率を原則とする。
＜従来的人数上限及び収容率＞
 - 屋内：5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
 - 屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

2. 人数上限及び収容率要件

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限

- ① 収容定員が設定されている場合
5,000人または収容定員の50%のいずれか大きいほう
- ② 収容定員が設定されていない場合
後記(2)の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

(2) 収容率

- ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。
 - ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていない

こと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記②大声での歓声、声援等が想定される場合等のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙3及び別紙4）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

○参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

- ・ 感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

- ・ 感染防止策の徹底を前提に、下記のとおりとする。

ア 収容定員が設定されている場合

収容定員までの参加人数

イ 収容定員が設定されていない場合

密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記3によることとする。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容率の上限を50%^(※)以内とする。

※ 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

○参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

- ・ 収容率の上限を50%^(※)以内とする。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

・下記のとおりとする。

ア 収容定員が設定されている場合

当該収容定員の50%までの参加人数

イ 収容定員が設定されていない場合

十分な人と人との間隔（1m）を要すること

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記3によることとする。

3. 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とする。

- (1) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- (2) 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおそ把握できるもの（6月19日以降は人数制限が撤廃）
引き続き、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。イベント主催者等は、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリCOCOAや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

4. 催物の開催に関する留意事項

(1) 感染防止策の注意喚起

別紙7「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等は、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

(2) 県との事前相談

イベント主催者及び施設管理者は、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1000人を超えるようなイベントについては、事前に県に相談すること。

【 添付資料 】

- 別添 催物（イベント等）を開催する際の感染防止対策
- 別紙 1 当面 11 月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）
- 別紙 2 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例
- 別紙 3 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について
- 別紙 4 感染防止のチェックリスト
- 別紙 5 コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）
- 別紙 6 展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）
- 別紙 7 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント